

川崎市から事業者のみなさまへ

環境性能に優れた燃焼施設等 を導入しませんか？

ボイラー、ガスエンジン等の燃焼施設を新規に設置又は更新する際は、「環境への負荷の低減に関する指針」におけるNO_x排出濃度（裏面参照）を踏まえ、窒素酸化物（NO_x）、二酸化炭素（CO₂）の排出量がより少ない、環境性能の優れた施設（設備）の導入に努めてください。

近年の技術革新等により、ボイラー等の燃焼施設は、昔に比べるとNO_xの排出濃度が低く、熱効率（エネルギー効率）が向上しています。このため、使用年数の長いボイラー等の燃焼施設を新しい施設※に更新することで、NO_x、CO₂の排出削減や使用燃料の削減（燃料コスト）につながります。

※太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用する施設
電動ヒートポンプ等の電気を熱源とする施設
燃料電池等の水素を燃料とした施設 を含む

市内での導入事例

更新条件

- ・都市ガス燃料
- ・ボイラー3台
- ・約20年間稼働後更新

✓ NO_x排出量 20%減

✓ CO₂排出量 6%減

✓ 燃料コスト 約470万円/年減

✓ 更新費用 約4年で回収

※ヒアリング結果を基に算出

令和4年度に大気汚染防止法対象のボイラーを設置する市内事業所に協力をいただいて情報収集しました。環境負荷低減に加え、コストメリットも大きく、投資回収期間も短い事例です。

既存施設の更新について是非前向きにご検討ください

環境への負荷の低減に関する指針（抜粋）

（平成22年4月30日川崎市告示第281号）

- 2（3）施設の設置・更新にあたっては、設置・更新時点で、できる限り優れた環境性能を備えた施設を採用すること。
- ア 別表1の左欄に掲げる施設においては同表右欄に掲げる性能を有し、ボイラー効率、COP（成績係数）等エネルギー効率のより優れた施設を採用するよう努めること。

施設種別※1	NOx濃度※2
発電ボイラー	10ppm以下
ボイラー（発電以外）	30ppm以下
吸収冷温水機	40ppm以下
ガスエンジン	30ppm以下
ガスタービン	5ppm以下

※1 いずれの施設も、大気汚染防止法のばい煙発生施設とする。

※2 ガスタービンはO₂=16%換算値、それ以外は0%換算値

市内助成制度

既存の燃焼施設を更新する際、
一定の要件を満たせば助成制度等を利用可能です

▼詳細はこちら

- 川崎市地球温暖化対策推進条例に定める中小規模事業者
市内事業者エコ化支援補助金
窓口：川崎市環境局脱炭素戦略推進室
電話：044-200-3873



- 川崎臨海部で30年以上操業している製造業の事業者
川崎臨海部産業競争力強化促進補助金
窓口：川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部
電話：044-200-2075



なお、これら助成制度は、上記のNOx排出濃度を満足することを助成対象の要件とはしていません。